

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制等への意見

- ①氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ②性別: 該当なし
- ③職業: 該当なし
- ④住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号: 03-5226-8550
- ⑥該当項目: <ア> 著作権等管理事業の登録(第 3 条)
- ⑦意見:

1. 要旨

著作物の円滑な流通を促進するためには、許可制にするべきである。

著作権等管理事業法(以下「法」)は、すべての著作権等管理事業者(以下「管理事業者」)に、管理対象著作権の有効性、権利者の正当性、安定した管理期間および条件の確保などを利用者に向けて明示させ、管理責任を遵守させる必要がある。現状では必要な条件を満たしていない者であっても、登録すれば管理事業者として事業を行うことができ、権利者にも利用者にも不利益をもたらす恐れがある。

2. 詳論

法第 3 条で登録制としたのは参入のための障壁を低くし、より多くの新規参入を促すためとされる。しかしながら著作物は代替性がないために競争原理が働かず、使用料規程は高くなる傾向があり、規制緩和が利用者側の経済原理にその効果が働く余地は無い。管理事業者は、権利者との契約内容や、自己の管理能力を顧みずに、権利者から作品の受託を得て使用料を徴収することに偏重するがゆえに、使用料の二重徴収などの弊害が発生している(別紙参照)。このような弊害を生じさせないためには、著作権等管理事業の登録制を取りやめ、より規制の強い許可制などに移行するべきであり、また、現在の登録されている事業者に対しては、事業内容や管理実態を再点検した上での継続または取り消しを今一度判断をすべきである。

以上

【以下、別紙】

<登録制により生じている弊害について>

・管理状態が不明確な場合の弊害

登録を行った管理事業者が、著作権者から著作権を正しく信託または委託を受けていない、または受けたが誠実に管理する義務を履行していない事業者がいることが問題である。利用者としては管理事業者が権利者から信託又は委託を受けているかどうか、客観的な判断を行うことができないことも問題である。利用許諾権限を有すると主張する事業者が、実際には著作権の委託または信託を受けていなかった例もある。また、ある利用分野について管理を開始した管理事業者は、権利者から委託を受けた著作物を正しく管理する前に、利用可能作品リストを利用者に配布した為、実際に作品を利用する際に混乱をきたした例もある。

・二重徴収の弊害

著作物利用者としては、利用許諾権限を有していない管理事業者に対し使用料を支払ったとしても、その利用権限の有無について善意の第三者としての保護が受けられないため、後に正当な利用権限を有する著作権者あるいは管理事業者から当該著作物使用についての使用料を請求された場合には、支払い済みを理由に拒否をすることができず、結果として著作物使用料の二重払いが生じることになる。

利用者は安心して著作物を利用することができないし、そのため権利者の著作物使用料を受け取る機会を失わしめることになり、権利者にも不都合を強いていると言える。

別紙以上